

保険診療の施設基準

東町眼科は、厚生労働省が定める次の施設基準に適合している旨、厚生局長に届出を行っております。

夜間・早朝等加算

平日の18時以降及び土曜日の正午以降に受付の方は基本診療料に下記を上乗せします。

点数50点(窓口負担額は1割負担50円、2割負担100円、3割負担150円)

明細書発行体制等加算

当院では、患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点等から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行いたします。明細書は、行われた検査や手術等の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計にてその旨お申し出ください。なお、窓口負担額のない患者さんにも明細書を無料で発行いたします。明細書の発行を希望する方は、会計にてその旨お申し出ください。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

初診時、マイナンバーカード利用 2点、利用なし 4点

医療情報取得加算

当院は、オンライン資格確認を導入し、初診及び再診時に患者さんの薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施しています。

初診時のみ1点

医療DX推進体制整備加算

当院はオンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報等を実際の診療に活用できる体制を有し、質の高い医療を提供するため医療DXに対応する体制を整備しています。

(初診時)

医療DX推進体制整備加算4 10点

医療DX推進体制整備加算5 9点

医療DX推進体制整備加算6 8点

コンタクトレンズ検査料1

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療にかかる費用は次のとおりです。

初診料 288点

再診料 73点

明細書発行体制等加算 1点

コンタクトレンズ検査料1 200点

コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により、異なった診療費用を算定する場合があります。

コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診料を算定いたします。

診療医師名:廣田直人